



潟上市章

かたがみ
Katagami

市議会だより

第22号



潟上市健康マラソン大会

9月定例会

H22(2010)11.01

平成22年(2010年)
11月1日発行

9月定例会	2～3	9月定例会提出議案	12
陳情第6号	4～7	一般質問	13～16
トピックス! その1	8	委員会報告	17～19
議案第56号	9～10	行政視察研修報告	20～21
トピックス! その2	11	緊急質問	22

9月定例会

9月定例会は、9月3日から21日までの19日間開催されており可決、決算15件を認定しました。

今回の定例会では、「新庁舎の計画を中止し、現施設活づけや議員の倫理観についてまでの深い議論が展開されま
今号はこの件を中心にトピックスをまじえながら市民の

れ、報告事項2件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件・一部改正1件、補正予算7件を原案ど
用を求める陳情書」が市議会初の再付託となり、指定管理者の指定においては監査委員の役割・位置
した。さらに、ジオパークについても市議会初の緊急質問が行われました。
みなさんにお知らせします。

平成21年度 特別会計 決算

特別会計歳入
92億5,838万4千円
歳出
88億4,038万5千円

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	3,868,278	3,615,902	252,376
老人保健	8,354	5,718	2,636
後期高齢者医療	240,523	236,814	3,709
介護保険	2,649,883	2,551,214	98,669
有線放送	37,129	36,627	502
農業集落排水	211,915	208,331	3,584
下水道	2,197,349	2,144,540	52,809
合併浄化槽	6,948	5,391	1,557
豊川財産区	3,560	2,165	1,395
下虻川財産区	1,489	1,185	304
和田妹川財産区	867	549	318
飯塚財産区	749	611	138
土地取得	31,340	31,338	2
合計	9,258,384	8,840,385	417,999

水道事業会計

(単位：千円)

収益的収入	557,471
資本的収入	158,283
収益的支出	500,778
資本的支出	377,881

平成21年度の主な内容と事業 (3千万円を超えるもの) 目的別

○自治会館建設事業 (天王本郷・和田妹川)	○廃棄物対策費・クリーンセンター維持費
○自治会活動推進費補助金	○特定健診・各種健診事業
○地域活性化・生活対策事業	○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
○地域活性化・経済危機対策事業	○道路の改良 (広域秋田五城目線・追分下出戸線)
○定額給付金給付事業	○下虻川地区排水ポンプ設置工事
○生活保護費	○都市公園等6施設指定管理料
○保育園運営費	○消防一部事務組合負担金 (男鹿・湖東)
○障がい者福祉事業	○市債 (借金) の返済 元金、利子、繰上げ償還
○後期高齢者医療給付費負担金	○放課後児童健全育成費 (7児童クラブ)
○児童手当給付費	○緊急雇用創出事業 (63人を雇用)
○議会費 (議会だより発行を含む)	

平成21年度 一般会計 決算

9月の潟上市議会において平成21年度の一般会計と13の特別会計と水道事業会計の決算を認定しましたので概略をお知らせします。

一般会計歳入 **146億8,362万2千円**
歳出 **141億4,139万6千円**
実質収支 **4億5,964万7千円の黒字**

*平成22年度に繰り越した事業に使う財源8,257万9千円を差し引いた額

歳入 **146億8,362万2千円**
(平成21年度に入ったお金)

	全体	前年度比
●市税	25億1,348万4千円 17.1%	4% 増
●分担金・負担金	5億9,504万3千円 4.1%	0.8% 減
●繰入金・繰越金	7億3,108万円 4.9%	1.2% 減
●地方交付税	60億3,154万4千円 41.1%	4.1% 減
●国庫支出金	23億1,659万9千円 15.8%	7.7% 増
●県支出金	7億2,178万5千円 4.9%	1.2% 減
●市債	12億5,730万円 8.6%	4.3% 増
●地方譲与税	5億1,678万7千円 3.5%	0.7% 減

歳出 **141億4,139万6千円**
(平成21年度に使ったお金)

	昨年度比
◇目的別歳出	
●総務費	32億555万8千円 8.7% 増
●民生費	40億1,356万1千円 3.6% 減
●衛生費	7億8,170万8千円 0.9% 減
●農林水産業費	3億7,278万5千円 0.3% 減
●土木費	13億7,609万5千円 1.1% 減
●消防費	7億7,822万5千円 1.1% 減
●教育費	10億5,886万3千円 1.9% 減
●公債費	20億9,233万9千円 0.3% 増
●その他	4億1,224万円 0.1% 減
◇性質別歳出	
●人件費	24億5,445万7千円 2.6% 減
●扶養費	21億2,202万3千円 1.7% 減
●公債費	20億9,233万9千円 0.3% 増
●物件費	17億7,528万1千円 1.3% 減
●補助費	18億8,949万5千円 3.0% 増
●普通建設事業費	11億2,647万4千円 3.0% 増
●その他	26億8,132万7千円 0.7% 減

義務的経費は
66億6,000万円
(人件費、扶養費、公債費の合計)

「新庁舎建設の計画を中止し、 現施設の活用を求める陳情書について」

庁舎建設調査検討特別委員会へ再付託され、継続審査となりました。

再付託（継続審査）に賛成

中川 光博・菅原理恵子・澤井昭二郎
菅原 久和・伊藤 栄悦・戸田 俊樹
佐藤 義久・小林 悟・佐藤 昇
鈴木斌次郎・佐々木嘉一

反対

大谷 貞廣・児玉 春雄・藤原 幸作
岡田 曙・藤原 典男・西村 武
堀井 克見・藤原 幸雄

総務文教常任委員会報告

委員長 菅原 久和

審査年月日

7月22日、8月4日、

8月9日

・参考人

明るい潟上を創る市民の会

世話人代表 菅原 勉

佐々木俊則

・審査の経過と結果

7月22日、今後の会議の進め方を協議しました。陳情書の提出者と市内で配付されている「庁舎建設を考える」チラシの作成者は同一人物であり、関連も出てきます。また、チラシは6月定例会の一般質問への答弁で市長自らが「事実と異なる」と言っています。より慎重に審査する必要があります。ことから、陳情書の提出者を参考人として招致し、説明を求め、意見陳述を行うこととしました。

この結果、本陳情については特別委員会でも再度審査されることになり、採択・不採択の結論は12月定例会となりました。

※議案、陳情などの審査の流れと再付託にトピックで解説します。

8月4日、「明るい潟上を創る市民の会」世話人代表 菅原勉氏、佐々木俊則氏のお二人を招致し委員会を開催しました。お二人には、明るい潟上を創る市民の会の組織について、陳情書の内容について、チラシの内容について説明、ご意見を伺いました。

まず、陳情書の中にあります「庁舎建設は社会情勢の不安定な現経済下では、事業実施は棚上げにすべきである」という主張について、「社会経済の不安定な現経済状況下と判断する根拠は何か」とお尋ねしました。参考人からは「アメリカのリーマンショックに始まり、世界、日本経済は大変な状況である」とのお話がありました。6月定例会での一般質問の市長答弁にあった「合併から5年経過して住民1人当たりの借金が減っていること、公債費

比率も改善していること、庁舎建設基金の確保にも目処がたつていること、財政調整基金もあり不測の事態に対応できる」ことをご説明しましたが、「財政的な数字は、借換えや据え置きなどのテクニクを使えばいくらでも調整できる、どんな財政状況かは市、市議会も十分知っているはずだ、それをわからないのはおかしい」という発言があり、また、逆に基金があるなら「基金を雇用の確保のために活用すべきだ」と強く主張されました。

さらに3つの提案についても確認しております。

①の「3庁舎と1出張所の活用で利便を再優先すること」については「これからの高齢化社会では身近な場所に市の機関がなければならぬ」ということでした。「合併後のこれまでの分庁方式がいいのか、それ

とも本庁方式がいいのか、さらに、身近なところで扱うべき業務はどんなものかを考えているか」をお聞きしましたが、それは、「市、市議会のみなさんが考えるべきこと」とのお話しでした。身近なところに市の機関がなくてはならないということでした。

②の「天王庁舎は公民館と合築、新築をすること」については「天王の駐車場が狭いから」との理由からなる提案で、合築も新築も「市、市議会でも検討すべきこと」とのお話しでした。

③の「主たる業務を昭和庁舎で行い、狭隘の分は増築し活用すること」については、「昭和庁舎が新しくもつたないので活用して欲しい」ということがおおもとであるとのことでした。「主たる業務とは何を想定していますか、昭和庁舎を本庁にするというお考

えですか」とお聞きしましたが、それは「市、市議会でも考えるべきこと」とのお話しでした。

また、その後に「旧3町が一体となる街づくりが確立されるまでは多額な市債が必要と予測、都市計画が決定になれば街路整備の必要もでてきます」と明言されていることから、この根拠をお聞きしましたが、それは「市、市議会が考えるべきこと」とのお話しでした。

最後に庁舎建設はどこまでも中止を求めるのですかとお聞きしたところ、「時期がくれば、市民の機運が高まれば建てても」ということで、「いまはその時期ではない、どこまでも中止を求めるものではない」ということでした。

8月9日、審査のまとめのための会議を開催しています。

◆継続審査とすべき意見

この陳情は、庁舎建設について議会の動きが見えない事に対する市議会への発言であり、市民全体で庁舎建設を考えていこうと、この運動をしてきたのではない。あくまでも反対ではなく、建設は時期を見てという運動だと思ふ。庁舎建

設調査検討特別委員会も立ち上がっており、総務文教常任委員会で結論を出してしまえばそちらに影響もある。また、陳情を採択とすれば、議会全体が庁舎建設中止の後押し、不採択とすれば庁舎建設の推進と市民にとらえられる可能性がある。特別委員会での調査・研究が一通り終わってからの最終判断をしたほうが良いのではないかと。

◆不採択とすべき意見

常任委員会は付託された案件に自ら判断を下さなければならぬ。その責任も権限もある。「特別委員会の動向を見なければ」というのは、他に責任転嫁することになり、委員会の存在意義、委員会付託の重さを考えたときに、継続審査の明確な理由には当たらない。参考人からは市当局・議会に対する不満が見受けられ、陳情書の根拠・内容を聞くと「それは市、市議会で考えるべきこと」と再三繰り返され、残念ながら「採択を望む」というより前向きな姿勢がなかった。陳情に関連するチラシは「反対のための反対」の内容で誤解を招く表現もあった。署名の仕方本人が自署したのかをこの陳情団体

では確認しておらず、正当性に疑義が残った。

また、3つの提案で、片方で天王庁舎を建て、もう一方では昭和庁舎の増築をと、財政面に危惧する割には相反することを提案しているが、根拠がはっきりしない。「主たる業務を昭和庁舎に」と言いながらその業務をお尋ねすると具体的に明示しただけなかつた。昭和庁舎に業務が集約される場合、これまでの分庁方式がいいのか、あるいは本庁方式がいいのかの考えはあるかとお尋ねしても「市、市議会でも考えるべきこと」と理路整然としない。

3つの提案で「3庁舎と1出張所の活用」とあるが庁舎建設調査検討特別委員会で、市長の考えは「機能は縮小しても残す」と明言し、「利便性も図る」と副市長が明言している。天王公民館と天王庁舎を付ける理由は駐車場の問題が主なものと云っている。「主たる業務を昭和庁舎で行い、狭隘の部分は増築」という提案は、根拠が明確に示されない限り、合併の確認事項を蒸し返しているものであると判断せざるをえず、さらに既に3庁舎の利活用案も示されており、主張にある「現施設の有効活用」

は十分に検討されている。したがって庁舎建設を棚上げすべき理由にあたらぬ。

採決の結果、継続審査とすべきが2名、不採択とすべきが4名となり、不採択とすべきものと決しました。

報告に対する質疑

なし

動議

1番 中川 光博議員

庁舎建設については、現在、全議員が参加する庁舎建設調査検討特別委員会を設置し、現在鋭意検討中であり、ご承知のように、この市庁舎建設に関する重要な審査ですので、全議員で構成している特別委員会に再付託する動議を提出します。

動議に対する質疑

17番(堀井克見)

地方議会は委員会中心主

義方式をとり、それによって掘り下げてしっかりと民意に、負託にこたえていきますよと、言われてきたし、それが地方議会の姿であります。常任委員会というものがその権能と責任においてその使命を果たしてきたし、これからも果たしていかなければいけない、これが地方議会の一つの大きな大事なルールであります。

今回、この庁舎建設に反対する陳情書は委員会の方角を整理し、陳情者である代表者に参考人として出席をいただいで陳述をいただいた。その結果を、委員会の責任において委員長からいまだかつて例がない会議の議事録を付してその内容と経緯を詳細にわたって報告を受けたところです。

委員長報告した。それをさらに再付託する場合、何が根拠となるかということが(会議規則に)明確にされております。

まず先に、本会議でまだ何ら審査していません、本会議で、審査を全くしておりません。

それから、委員会における審査が不十分であるについてですが、付託委員会での審査は十分行われたはずですから、再付託されるのは、例えば審査に大

きな誤りがある、あるいはまた決定的な法令違反があることが明確である。その2点の原因に限られるので、中川議員から付された理由は全く当たらないものです。

6月議会で付託をし、時間をかけて所管の委員会で責任を持って、しかも採択の経緯、結果を説明したものをさらに再付託をする。どここの委員会にどういうふうに付託をしていくのかわかりませんが、地方議会の姿には決定的になじまない。委員会中心主義がもう崩壊するということになり。再付託をすべきだというまでの意見はお聞きしても、それは行動として移すべきではない。まさしく潟上市議会の権威・見識が問われる重大な事案であると思います。

どこに付託をすればいいのか、どういう形の最終的な処理をするのかということとは、議事整理権に基づくものがありますので、議長の方から賢明な判断を求めらるものです。

答 1番(中川光博)

私が持っている指導書では「再付託の原因としてどのようなことが考えられるか。案件がA・B委員会に関係のある場合、最初にA

委員会に付託し、委員会報告後、B委員会に再付託して審査させるとき」ということで、再付託の原因として挙げております。

2つの委員会にまたがる場合、再付託も十分その要件として考えられるということですが。

問 17番(堀井克見)

今、AとBの委員会があるって両方に関連するものというような主張があります。

これは、6月定例会において満場一致で所管の総務文教常任委員会に休会中の付託の審査の許可をした、このことで既に所管が決定しています。委員会には所掌事務があつて、庁舎建設うんぬん等においては財産を管理する総務文教常任委員会、それに所掌事務の中で明記されております。それが決定的な裏付けとなつて、総務文教常任委員会に付託をされ、そして閉会中の審査に及んで、今日の菅原委員長の報告と、こういう流れ、プロセスをたどっています。

いま一つ。調査特別委員会は庁舎建設の調査研究をするというきちんとした目的委員会でありまして。メニューが決まっています。既

にもう6月からスタートしているのは明白です。

陳情書の趣旨・目的は

「庁舎建設を中止、やめる」ということです。私たちが立ち上げて継続中の調査特別委員会とは全く相容れません。それを、念入りに審査をし、報告したものを「よし」としないで、さらにまた特別委員会に付託していく。こういうことが通つたら、常任委員会というものの使命がもう果たせな

くなりません。満場一致で付託をし、そして閉会中の審査まで許可を与え、あれだけ詳細にわたり報告した。常識、普通の感覚であれば、むしろ、あとは採択か不採択か二者択一に整理すべきです。何で結論を先送りにして引つ張っていくのですか。特別委員会に再付託をして、今度は一体何を具体的に審査するというのですか。特別委員会の所掌項目の中に陳情審査はありません。どう取り扱っていくのですか。法的に本当にできますか。

答 1番(中川光博)

新庁舎の建設ですので、十分議論を尽くして、すばらしい結論に導くというのが20名の仕事だと思えます。手続論に終始せず、この新庁舎の課題にぶつか

つていかなきゃならないのかな、こういうふうにも思っています。

委員長から大変丁寧なご報告もいただきましたが、これを今日聞いたときに、本当にその議員20名がまだ議論する余地が残っていないのか、あるいはこの陳情に対して議論する余地が残っているのではないかと思つたわけです。

問 17番(堀井克見)

中川議員の主張であるならば、後顧に憂いのないように付託の時点で特別委員会に付託し、審査をしてメニューに上げていく、この姿であつたはずなんです。

それを、総務文教常任委員会に満場一致で付託をし、また閉会中の継続審査まで許可をしておきながら、今ここへきて総務文教常任委員長がその経緯の全てを説明・報告したものを、それを取り立てる。私は中川議員の言ったことは整合性がなく、後からとつてつけたものと思えません。決定的に法律的な問題がある、あるいはまた状況の変化がある、誤りがある、そういうふうな要因がなければ再付託というものは安易に用いるべきではないと。これが地方議会の委

員会中心主義審査との整合性がとれてくる論なんです。

もう一つ、手続論に固執するなど、ここは議会です。座談会ではありません。手続をきちんと踏んで、きちんとした正論により市民負担にこたえる、市の発展に寄与する、これが我々選良の道だし、与えられた権能です。少なくとも手続論をきちんとして、その上で20人の議員が、納得した形の中で次のプロセスに入っていく、手続論は当然必要です。そしてまた今、特別委員会に付託するか否か、もちろん論はあります。

私は当然、この総務文教常任委員会の結論をもとに、この本会議で採択か不採択か議会議員というのは、自分の表決で意思表示をしていく、これが本来の姿であると思つています。引つ張っていくことによつて、市民から懐疑的なものを見方をされるのは間違いないです。議会制民主主義、地方議会の根幹にかかわる問題だからあえて申し上げているので手続なくして議会は成り立たないものです。

討論

庁舎建設調査検討特別委員会への再付託について

反対討論

17番 堀井 克見議員

本陳情については、継続審査とする明確な理由がないこと、特別委員会の設置の趣旨に反しているということから、本日の本会議で採択、不採択の判断をすべきであり、継続審査すべきという動議には反対する。

再付託は会議規則に「なお審査の必要があると認めるときは」とあり根拠が明確に示されなければならぬ。さらにその審査が特別委員会でなければならぬことを明確にしなければならない。この2点が最大のポイントである。委員会会議録と委員長報告、質疑をとおして審査が不足している部分を明確に示すことが絶対条件である。「なお審査が必要であるか」であるが、特別委員会での審査中であり、その審査が終わらない限り議員は判断すべきではない、判断材料が揃わないというのは理由にはあたらない。今現在、議員がもっている知識と判断能力を最大限

発揮する姿勢こそが最も求められるのである。中川議員からの提案理由が市民から理解が得られるであろうか。市民からは判断が出来ず先送りをしたととらえられることは間違いない。陳情書は6月定例会に提出されているのであり、再付託となれば12月定例会まで議会の対応を示すことができない。到底納得が得られるものではない。

議員の判断材料が揃っていないで判断できないという考え方は、もはや議員の本人、あり方を市民に問われても申し開きができない残念な考え方である。提出されてから3カ月、議員は一体何をやってきたのかと言われたらどう対応するのか。「まだ別の委員会では審査中。まだ勉強中中。」というような状況・時期であろうか。市民からの切なる願いがこめられた陳情を受け取った議会が取るべき対応なのか。理由がないままに再付託とした場合は「時間稼ぎ」ととらえられ、議会への信頼はゼロ、失墜することは間違いない。特別委員会が本陳情を審

査すべき委員会であるかについては、合併協議の確認事項の新局舎建設について、市当局から資料をもらい調査、研究をし、判断能力を高める。示された資料を市民に情報公開することの基本とし、庁舎を建てる、建てないという統一した見解までは踏み込まないことを確認している。当然委員会の所掌事項のどこにも陳情審査をすることはない。何をいつたい、何の権限で審査するのか。

さらに特別委員会へ再付託というのは、これまでの審査がすべて白紙に戻るという意味である。参考人と呼んで審査したことなどは一切なしということになるのである。そういう意味であることを確認しておかなければならない。

今ここで判断に悩んでいる議員は、この場で庁舎建設に関する陳情を判断すれば、今後の庁舎建設についての考え方を議会が示したことにならないか、市民からそうとられるのではという危惧、特別委員会の審査に影響しないか、この3つの中で葛藤されているので

はないか。

今日判断したことは今日の責任においてであり、明日に何か大きな事態が発生すれば変わるかもしれない。それは当然で、その時々判断に英知を結集し、しっかりとした責任を持つ。判断した理由、変われば変わった理由を市民に丁寧にお示しする。優柔不断な対応こそが市民を一番の混乱におとし入れるのである。特別委員会は議員が勉強することを目的としたものである。このことを再考いただきたい。

最後に、再付託の決定は、総務文教常任委員会の審査の甘さ、運営の怠慢さを議会全体が認め、委員会が叱責されたものと考えなければならず、委員全員が反省に立ち、菅原久和委員長より本会議で陳謝してその姿勢を市民、議会に披瀝しなければならぬはずである。当該委員会にとってはそれだけ重大な結論づけとなるものである。それをどういう意図か、報告した菅原委員長までが継続審査の動議に賛成をし、そして特別委員会の付託に、これに

負担する。社会通念上、全く選良としてとるべき道ではない。副委員長の小林議員もわかりである。市民がどういう憂慮をされるのでありましょうか。

以上、私が継続とせず、もちろん特別委員会へ付託がえとすべきでない、本日の会議で採択、不採択の判断をすべきという主張であります。

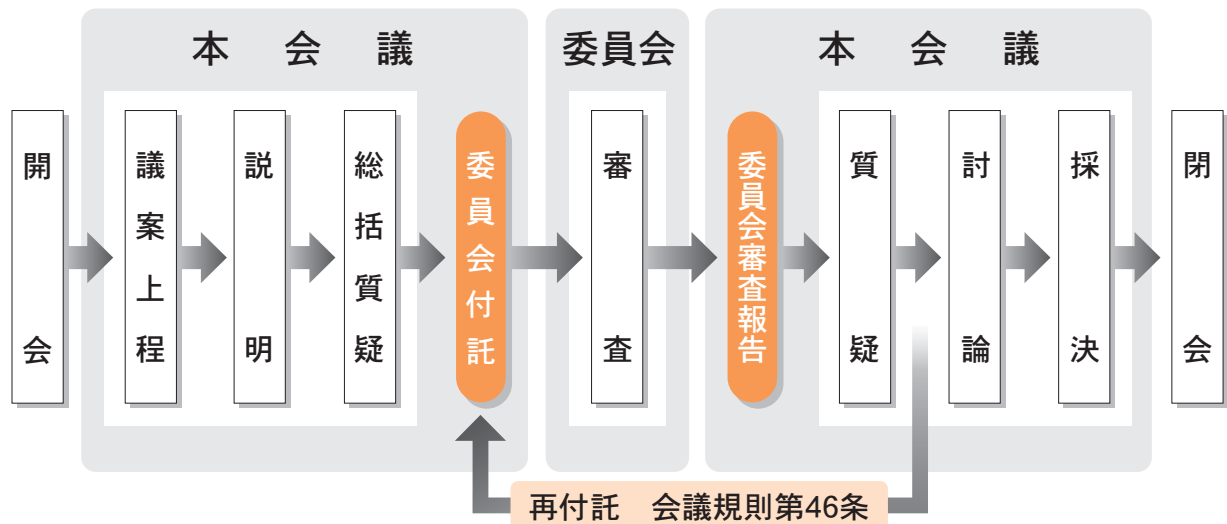
みなさん、議会議員としてあるべき姿を心に問いかけながらしっかりと判断して下さい。どうぞひとつ皆さん、勇気を持ってご賛同下さい。「グループ」、「数」の論理で議会が動くということは大変悲しいことでもあります。まさしく市民不在の潟上市議会となり、将来に後顧の憂いを残すことになりましてを皆さんに最後に申し上げておきます。

賛成討論

なし

議案、陳情などの審査の流れと再付託について

●一般的な定例会の流れ



本会議

議員全員が議場に集まって行う会議で、市長より議案が提出され議員はこれに対して質疑を行います。質疑が終わったあと、議案などをさらに詳しく審査するため各委員会へ付託します。

委員会での審査が終わってから、本会議を開いて、委員会審査報告、質疑を行ない、最終的に案に対して反対・賛成の意見を述べ（討論）、採決します。議会としての最終決定を行うのが本会議です。

委員会

本会議での議案は、内容も幅広く、これを効率よく専門的に詳しく審査するために委員会が設けられています。潟上市議会では、総務文教、社会厚生、産業建設の3つの常任委員会があります。

このほかに特別の目的をもって設置される特別委員会、議会運営に関する協議を行う議会運営委員会があります。

再付託

委員会では審査が終わってから、委員会報告をしますが、その内容、質疑からなお審査が必要であると認められるときなどは、本会議では採決せず、さらに委員会で審査するように本会議の議決により再付託することができます。

潟上市議会会議規則（再付託）

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

再付託を受けた委員会では、付託案件に対して再度審査を行い、委員会としての可否を決定して本会議で審査内容と結果を報告することになります。

（定例会の会期中に審査が終了しないときは継続審査の手続きをすることにより次回の定例会まで引き続き審査を行うことができます）

潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について

伊藤栄悦議員が、指定管理者に指定される一般社団法人潟上市有線放送電話協会の理事であり、議会選出の市監査委員であることに質疑が集中しましたが、議員本人より理事を辞任することに対応したい旨の発言があり、採決の結果、全会一致で議案は可決されました。

社会厚生常任委員会報告

委員長 佐藤 昇

本案は、行政運営の効率化を進め、利用者へのサービス向上のために指定するものです。

委員からは、有線放送事業が今後も必要かとの質問があり、当局からは飯田川地区の高齢者への情報手段として、また現在の加入戸数利用料で管理運営ができて、平成8年度に全面改修し今後10年は使用できることから存続の必要性はありと説明がありました。

また、現在の加入戸数減少ペースで試算すると運営限界の850世帯を下回るには約8年間は利用料のみで管理運営できると考えております。

また、指定期限の平成25年3月31日以降廃止を含む検討が必要と回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告に対する質疑

問 14番(藤原典男)

伊藤議員が自分に関する議案ということで退場しましたが、その点について、役員、役職名、いつから就任した等の報告がなかったのを確認します。

答 委員長(佐藤 昇)

この件は、幅広く審査をしています。仕様書等によると理事が5名で結成されています。平成22年1月27日に司法書士の書面をもって成立しております。

問 14番(藤原典男)

意見ですが、片方で議会の監査委員をやりながら、片方で指定管理者の理事をやる、結局、自分が監査しなければいけないものに対して、またその理事でもって監査が正当にできるのかという疑問が生じてくると思います。

やはり監査をしつかり行うという立場から、市民から

ら見ても、ちゃんと会計監査できるような体制でない、この指定管理者の指定というのは市民から批判を受けると思います。監査をやりながらその指定管理者の理事になれるという根拠は何かというようなことも審査したと思うので、根拠・条例・法律も含めてお聞かせ下さい。

答 委員長(佐藤 昇)

議員が理事あるいは監査委員になっているということも精査しましたが、「指定管理者は地方公共団体の指定という行政行為に基づき、公の施設を管理する権限が与えられることになり、地方公共団体と指定管理者との関係は司法上の契約関係ではないので、議員が指定管理者の指定を受けている団体の理事に就任することは議員の兼業禁止について定められた地方自治法第92条の2の規定に抵触しない。監査委員も同様である。」という見解です。何ら影響がないというよう

なことで、委員(社会厚生委員会の)ではそのことについてどうかこうとかという立場にないということ

問 14番(藤原典男)

監査する側がその団体の理事というのは、私はどう見ても不自然だと思うんです。この指定管理者の指定を行うならば、その本人から理事を辞任していただかないと、市民からの目が厳しくなると思います。

問 15番(西村 武)

今回の指定管理者制度を採用するというのは、どういうメリットがあるのか。

答 委員長(佐藤 昇)

行政改革を進める中で指定管理者制度を採用していくということは何度も聞いています。そのメリットについては、いわゆる人件費の削減が主なるものです。

問 17番(堀井克見)

議長に確認しますが、伊藤栄悦議員が手を挙げていなくなりましたが、これは除斥ですか、自主退席ですか。何の根拠に基づいての行動なのか、それを明確にしていたかどうかと思えます。

答 議長(千田正英)

除斥しております。

問 17番(堀井克見)

議員が本会議場を除斥されるということは、議員の権能を放棄しているという姿です。市民の負託をいただいて選良として議席に座ったのが、議場に法的にいられないというのは、佐藤委員長からの92条の2においては問題ないという見解ですが、基本的な議員の使命、権能を果たしていないことが明らかです。これがひとつ重要な点です。

それから議会議員が、議員、監査委員、指定管理者の理事という3つの職責をもったときに市民から疑惑

の目を向けられる可能性がある
あることについてです。

今後、この指定管理者に
は税金の支出が出てきま
す。議員として当然予算の
審査をします。一方で同時
に指定管理者の会社の理
事、いわゆる経営者の立場
から、市のまだ予算の段階
から既にチェックをする。

この行為は公金を右から左
へ操作しているのではと市
民から疑惑の目を向けられ
てもやむを得ない状況にな
ります。

そして、監査委員として
は、まず議会選出であるこ
との意味を考えなければな
りません。

20人の議員を代表して、
その使命を担って伊藤議員
は監査委員として監査をし
なければならぬ。日頃から
伊藤議員が強く主張され
る二元代表制におけるチェ
ック機能そのものを担って
いるのです。

ところが、地方自治法第
199条の2では、伊藤議
員は指定管理者の理事であ
るがゆえにその部分は監査
できないことになるはずで
す。私は法令上だめだとい
う解釈をしています。そう
なれば、自らの二元代表制
の主張を自ら否定すること
になるのです。

そしてまた、当局の考え

方です。今回の指定管理者
の法人の理事に監査委員に
選んでいる方がいることは
法人設立の段階からわかっ
ているはずなのにその法人
を指定している、その考え
方に違和感を持つのです。

もし、今回の指定管理者
の指定が問題なしとなるな
ら、市長、副市長、議員は
ほとんど指定管理者の会社
の理事でも経営者でもなっ
てしまいます。こういう姿
が市民から見ると、さらに社
会通念上、許されるでしょ
うか。

議会議員にとつて、法律
がどうであれ、道義的な判
断が必要とされ、市民から
政治倫理が深く問われてし
かりと思います。市民の付
託を受けているという意味
から我々の、これは生命線、
命です。今ここで問題をあ
いまいにする伊藤議員、
彼一人の問題じゃない、議
員全体が疑われる。この程
度のレベルかと、判断もで
きないのかと、そのことを
私は非常に憂います。

ですから議員が3つの職
を兼ねるといふことを法律
的にどうとらえるか、道義
的にどうとらえるべきかを
きちんと整理していただき
たい。先ほどから申し上げ
ているように、議員が除斥
している事実から議会は既

に機能を果たしていない。
それ一つとつても、通され
るものではないので、今一
度説明をいただきたい。

答 議長（千田正英）
除斥については、原則に
基づいて行動していると思
いますので、尊重したいと
思います。

問 17番（堀井克見）

再度整理してお尋ねしま
すが、監査委員を兼ねるこ
とは、199条の2に抵触
する、自己に関係する部分、
すなわち自分が理事である
指定管理者に関すること全
てにおいて監査ができない
はずですか。条文中にある
「直接の利害関係」の部分
では、「理事はその団体の
経営方針などの実務的な経
営に携わっている」と判断で
きるから、関係してくだ
るので監査できない。もし
て除斥の対象とする「こう
いう解説があります。

監査委員である伊藤栄悦
議員は自分が理事をつとめ
る指定管理者の監査をする
ことは可能ですか。

答 委員長（佐藤昇）
法律の関係は、事務局を
通して全国の議会事務局の
専門家に問い合わせ、資料
をいただいで判断し、何ら
迷っておりません。

問 17番（堀井克見）

自分が理事である指定管
理者に関する公費の出動に
かかる監査では、伊藤栄
悦議員は職務が果たせない
という説明が先程あり、こ
こで明らかにになりました。

監査は識見を有する民間
の方1人と議会の代表1人
と地方自治法で定められて
いて、この2人が一対です。
1人がいないことは監査業
務が成り立たないというこ
とです。ですから、監査委
員として選出されている以
上、伊藤議員はなんとして
も監査業務をしなければな
らないんです。

要するに、監査委員が指
定管理者の理事であること
は、監査業務がその間でき
なくなり監査も正常なもの
でなくなる。監査が法にの
つとめた姿でないという事
例が発生するわけで、これ
を容認することは出来ない
のです。

議会の代表という監査の
立場、もう一つは、市の2
人の監査委員の一員である
ことについての議会側の見
解が必要であり、当局側も
やはり監査について見解と
いうものをきちつと法律的
な根拠を付して明確にして
もらいたい。そうすればま
た次の議論に私は進んでい
けると思います。そうでな

ければ、採決判断は不可能
ですので、そのことを強く
求めます。

※伊藤議員より発言の申し出
があり、除斥が一時解かれ
発言が許可されました。

伊藤栄悦議員の発言

有線放送の関係で皆さん
に大変ご迷惑をおかけして
いるようで申しわけござい
ません。今お話あったよう
に、199条の2でそうい
うことも懸念されるという
ことで、市民から疑惑を受
けるようなことであれば、
理事という職を辞退すると
いうことではいいのではない
かと、私は執着することも
ないし、そういうことで皆
さんのご了解を得たいと思
います。宜しくお願いま
す。

◆除斥

審議の公正さを期すた
めに審議事件と一定の利
害関係を有する議員は当
該事件の審議に参与する
ことができない制度。審
議の場から退席させられ
る。（地方自治法第11
7条に規定）

指定管理者制度とは

平成15年の地方自治法の改正により、市の「公の施設」の管理を株式会社やNPO法人といった民間団体にも任せられるようになりました。

この制度は管理に民間能力を活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的としています。

※「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的で地方公共団体が設置する施設で、例えば体育施設、教育・文化施設、社会福祉施設などがこれに該当します。個別の法律（学校教育法、道路法、河川法など）で管理主体が限定される施設は対象外です。

なお、指定管理者の指定には、議会の議決が必要になります。

監査委員制度とは

目的

監査委員制度は指揮監督を受けない独立した執行機関として地方自治法に明確に位置づけられています。

監査委員が独立した執行機関であるのは、職務を公正かつ厳正に実施するためであり、自らの判断と責任において監査を実施します。

監査委員は、税金が正しく、また効率的に使われているかについて、市の予算執行や契約などの財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理などについて監査します。

委員

地方自治法で監査委員の定数は2人となっており、市長が議会の同意を得て次の区分から選任します。

識見を有するもの	人格が高潔で行政運営に優れた識見を有するもの	1人
議会議員	市議会議員であるもの	1人

委員の任期は識見を有するものの中から選任される者は4年、議員の中から選任される者は議員の任期となっています。

委員の報酬は識見を有するものは月額4万円、議会議員は月額2万5,000円となっています。

監査の職務をより公正かつ厳正に実施するため自治法で次の内容が規定されています。

地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

地方自治法第199条の2

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係については、監査することができない。

9月定例会に提出された議案

全案可決・認定

報告事項

- 平成21年度潟上市健全化判断比率について

- 平成21年度潟上市公営企業資金不足比率について

条例の制定・改正

- 潟上市農山漁村活性化施設設置条例について

- 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例について

指定管理者の指定

- 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について

補正予算

- 一般会計補正予算（第3号）について

- 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 水道事業会計補正予算（第2号）について

- 有線放送特別会計補正予算（第1号）について

決算の認定

- 一般会計歳入歳出決算の認定について

- 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

陳情

陳情 継続審査

- 新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求め陳情書について

- （庁舎建設調査検討特別委員会へ再付託）

- 司法修習生の給費制の存続を求める陳情書（総務文教常任委員会）

- 「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について（産業建設常任委員会）

一般質問

高齢者の孤独感・疎外感の解消法について

問 高齢者の生きがいを生み、孤独感・疎外感を解消するための方法は。

答 生きがいを生む施策の展開として、生涯学習などの多様な活動を実施しています。これらを今後、地域社会と関わりを持つことで生きがいを高めるよう推進します。

入札制度の合理化を図るために

問 ①電子入札の導入は。②落札金額に最低制限価格の設定は。

答 ①秋田県では、電子入札共同利用に向けた検討、取り組みについて協議していますが、県内ではあまり導入が進んでいません。その要因として、導入経費の負担が必要なことや、電子入札の導入ができない業者がいた場合の入札制度のあり方など検討すべき課題があります。一方、発注者・入札参加者共に事務の効率化に伴うコスト削減などの効果もあるので、引き続き情報収集に努め検討します。

②入札参加者は、自ら適正な見積もり算定の下で入札に臨むこと

西村 武 議員



湯上市敬老式

が基本ですが、発注物件の品質確保、適正価格での契約推進等の観点からも有効な制度である最低制限価格制度の導入を検討します。

学校教育の体罰の規定は何か

問 どのような体罰の基準をもって教育にあたっているか。

答 文部科学省が通知している内容は、「身体への侵害や肉体的な苦痛を与える体罰を行ってはならない」としています。基準が体罰にならない具体例としては、「放課後も教室に残して指導する」など7項目を挙げています。こうした基準を踏まえ、体罰の絶無を期するよう指導しています。

「婦人防災クラブ連絡協議会」の設置と要望について

問 活動できる環境で基礎的な能力を身につけさせ、火災予防とその普及活動を推進することにより、女性による防災クラブを発足する考えは。

答 婦人防災クラブの活動は主に災害時後方支援活動としての役割を期待されているもので、災害時には初期消火活動や時間経過後の役割が非常に大事であり、今後検討したいと考えています。

自殺うつ病対策について

問 自殺に至るには様々な要因があると思います。安心して生きら



自殺予防講演会

れる温かい社会づくりを目指して、自殺対策の推進と集中的な実施に向けての考えは。

答 市の自殺予防対策としては、対面型無料相談、電話相談のほか、自殺予防に関する講演会を2回、仲間づくり支援事業を3地区で開催する予定でいます。

少子化の状況および対応について

問 「子育て支援」には常に新しい改革をし、きめ細かな制度を検討する必要があります。各市町村では子育てを応援する制度を導入していますが、今後の対応と現状は。

答 少子化対策は環境整備をし、総合的に拡充していくことが重要です。今後は、若者の就労支援、企業の子育て支援の取り組みの推進など、官民一体の子育て支援推進が必要と考えます。市としても、さらなる少子化対策および子育て支援対策を推進します。

岡田 曙 議員

後期総合発展計画の重要施策は

佐々木 嘉一 議員

問 平成23年度からの後期五カ年計画がスタートする。前期五カ年(平成18〜22年)の検証と反省に立ち後期五カ年(平成23〜27年)計画の重点施策は何か。

答 少子高齢化、人口減少時代となつた事により、各種個別施策の実施により人口減少を抑制し、合併時の人口規模の復活を旨とすることが重要施策です。そのため出産・育児、雇用、福祉の充実を図ります。また具体的には素案段階において議会に対し文書で提示します。

新庁舎の位置は都市計画が前提ではないか

問 潟上市は合併と同時に都市計画の見直しに着手し、市長においても重要施策として取り組んできた。平成18年3月に発表した潟上市都市計画基本方針報告書によると、新庁舎を核とする関連施設集積地区構想が述べられています。以来5年、旧3町が一体化を目ざした都市計画の見直しは国、県の了解が得られず今日に至っており道半ばの状況にあります。

先般、突然庁舎建設候補地と目される土地が示されました。



元木山から住宅地をのぞむ

合併により廃置分合された旧3町は庁舎建設位置は将来の町づくりの根幹にかかわる事であり、重要です。十分な検討がないまま庁舎位置を決める事は早計でないか。

答 潟上市役所建設検討委員会との議を経て規模等を取りまとめ、議会には建設候補地を説明しました。都市計画サイドのみの判断で決定されるものでなく規模、財政面や環境保全性、交通事情等の総合判断のもと決定されるべきと思います。都市計画マスタープランでは候補地が含まれるエリアを、行政拠点としての位置づけを考えています。

地域再生事業について

藤原 幸作 議員

問 産直センター(仮称)は指定管理者制を導入するとしています。が、今後の計画等は。

答 年間販売額は1億9,600万円。2年目5%、3年目は3%の伸びを見込む。初年度はほぼ収支均衡、次年度以降は黒字見込み。雇用は17人程度です。

指定管理者の導入趣旨からも、運営に関する市の関与は最小限にとどめたい。経営責任は指定管理者が負うこととなります。

温泉くららと同じエリアにある二つの施設を一体的に運営することが効率的であり、観光面でも相乗効果があるものと期待されます。

農業委員会の農業振興計画

問 潟上市農業委員会からの建議を、市の農業振興計画にどのように反映するのか。

答 農家の切実な声として重く受け止めており、各課、各関係団体と対応するよう指示しています。

全国学力・学習状況調査

問 テストを通じて過度の競争をあげることは厳に慎むべきですが、潟上市の現状は。



小学校授業風景

答 今年度の結果は、小学校は平均して県平均と同程度、昨年まで全県平均に及ばなかった中学校においても好成績となっております。今後とも一人ひとりが輝く子供を育てるために総力を挙げ取り組んでいきます。

教育環境の整備

問 学校の雨漏り、運動場の排水は。

答 羽城中の雨漏りは早急に改修し、非常口は現場を見て対応します。サッカー場の排水は対応を講じます。天王中学校運動場は年次計画で改修予定です。

一般質問

一般質問

がん検診受診率の向上について

問 検診無料クーポン券の期限延長は。

答 昨年度の受診者の状況は、最初の1カ月と最後の1カ月に受診者が集中し、このことから期間を定め、期限内に受診することを勧めた方が効果は高いと考えられます。

「無料クーポン券」を有効活用していただけるよう引き続き周知してまいります。病院枠拡張は、子宮がん検診42カ所と充実しているが乳がん検診は、視触診医や判定医等の医師不足により大変厳しい状況だが、充実していけるよう努めていく考えです。

問 地域福祉計画は。

答 生活の拠点である地域に根ざしお互いを思いやり、助け合い、その人らしく、自立した生活が送れる仕組みをつくるための「地域での人と人のつながり」を大切にすする計画を目指しています。日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、支え合って住み良い地域社会をつくっていくものです。現案を検討して、パブリックコメントや議会での協議等を経

菅原 理恵子 議員

て、22年度中の策定を目指します。



保健福祉センター

問 天王中央庭球場の整備は。

答 庭球場は、ナイター照明が完備しているが、設置から22年が経過している、耐用年数経過に伴い、照明および安定器の故障が多く、定期的に更新整備しているところですが、スポーツ施設の環境整備を図ることは健康増進のため、また交流の場として大切であり、今後整備する計画です。

介護保険制度の今後の改善策について

問 介護保険制度が開始して10年目です。鴻上市の課題、国や県に望むこと、低所得者対策は。

答 必要な介護サービスを確認しながら給付と負担のバランス、保険料の負担を配慮することが課題です。介護サービスの事業所の指定は市町村の計画を考慮したものであることを強く望んでいます。低所得者の方のために所得に応じた負担限度額を設けています。

住宅リフォーム補助制度を 来年度も継続を

問 持ち家の住宅環境の改善と地域経済を担う中小業者のために有効です。来年度も継続するように県に働きかけるべきではないか。

答 市民からの反響も大きく経済波及効果は地域経済への有効な力フル剤として捉えています。県が本制度を導入してから県内9市11町村で実施し有効な制度と認識しており副知事には継続を直接要請しました。この後、知事との懇談でも発言します。

藤原 典 男 議員

国民健康保険税の均等割について

問 国保税の医療保険分の均等割、後期高齢者医療への支援金分が加算されるが子供が増えると人数分の減額をすべきではないか。

答 提案されている政策については大変理解が得られ、魅力あるものと思いますが、徴収率が87・75%で7%のペナルティの2、100万円減額を受けており、この政策を行うと約6、000万円支出となり現時点では92%を超えないと困難と考えています。



リフォーム中の住宅

産業の振興について

大谷 貞 廣 議員

環境インフラ整備

問 景気は減速しているが、本市の今後の企業誘致の方向は。

答 企業誘致は重要課題の一つであり、平成18年度に潟上市工場設置奨励条例の一部を改正し、誘致の環境整備に努めています。平成19年に職員1名を県へ出向させ、県の東京事務所へも派遣しています。今後も情報の収集と首都圏の組織・人脈を生かして企業誘致に取り組みます。

問 バイオエタノール実証工程終了後に設備の活用方法を県立大学と連携し関係機関へアプローチする考えは。

答 県では環境分野の先進県を目指し、地産地消型バイオエタノールの実用化に向けた総合的な推進を目的とするバイオエタノール推進会議を設置しており、これらの会議に提案しながら協議します。



バイオエタノール製造実証プラント

問 二田・出戸・追分線の歩道施工計画は。

答 細谷長根から鶴沼台国道101号線交差点の延長は約3・3kmで、概算事業費は、約11億円強、単一路線の整備としては、多額の費用がかかることから通学路としての整備には財政状況を考慮しながら検討します。

問 下出戸・細谷線拡幅計画は。

答 合併当初から潟上市の東西を結ぶ重要路線ととらえているが、拡幅予定地の土地の権利等が不明です。今後、国土調査等により権利状況が整備されれば事業再開します。

問 出戸・北野地域の雨水排水対策の計画は。

答 抜本的解消は下水道事業での対策だが、莫大な費用を要することから、浸透枳、浸透側溝で対応します。

問 スズメバチ駆除に防護服を備え付け、貸し出しする考えは。

答 安全面から業者依頼で駆除するのが基本で、防護服の備え付け、貸し出しは考えていません。

平成22年度

主要事業の進捗状況



農山漁村活性化施設（仮称「産直センター」）

今議会で施設の設置条例が可決されました。

施設は、天王温泉くらら、天王スカイタワーといっしょに指定管理者により管理される予定です。



3月上旬の竣工をめざして工事が進められています。

来年は新しい保育園で子どもたちの笑顔と笑い声でいっぱいの園生活がスタートする予定です。

追分保育園（仮称）



総務文教

市はどう答えたか

委員長 菅原 久和
 副委員長 小林 悟
 委員 藤原 典男
 委員 西村 武
 委員 鈴木 斌次郎
 委員 堀井 克見
 委員 千田 正英

●農山漁村活性化施設設置条例

問 指定管理者制度が導入されれば、赤字になった場合や管理料の負担は。

答 赤字になれば指定管理者の責任で行います。指定管理料は建物の維持補修費、保守管理料、建物にかかる光熱水費等でそれ以上のものは公費で負担の方向です。この建物は農林水産業の振興が大前提で野菜等出す農業者、いろいろな加工品を出す市民のための施設です。

●一般会計補正予算

問 二田保育園の用地内に私有地があったとのことだが購入にあたり所有者から損害賠償等はなかったか。なぜ私有地の存在が判明したのか。

答 18年の国土調査のとき判明し、損害賠償の要求はありませんでした。

問 この原因は過去に所有権移転登記の漏れがあったということか。

答 駐車場用地を購入した

際の代替地として譲渡しましたが、現状では二田保育園用地として使用しているので購入するものです。

問 追分保育園（仮称）の備品購入費の内容は何か。

答 保育備品関係で約650万円、厨房関係で約140万円、一般備品（机、椅子）で約150万円です。

問 公債費の利子を減額しているが、平成21年度の借入額はいくらか。

答 平成21年度の借入額は12億5,730万円です。

問 工事請負費について産直センターの周辺とはどこか、融雪とは電気なのか。

答 融雪設備は産直センターの玄関部分とトイレ部分の通路で500㎡です。電気設備を含め2千万円です。

●一般会計歳入歳出決算の認定

問 チェンジあきた・教育プロジェクト事業補助金の内容は。

答 100%県補助の2年継続事業です。天王南中学校において、わらび座より歌や踊りの指導を受けるもので、生徒たちが芸術活動に取り組みました。

問 土地貸付収入は244万6千円で、うち約152万円が藤原病院に貸しているということだが、何年契約か、その後の交渉はあるのか。

答 契約は平成18年4月1日より平成48年3月31日までの30年間で、3年ごとに見直しとなっています。

問 自治振興費の委託料の予算額506万8千円に対する不用額301万2,200円の理由は。

答 自治会館整備工事についての請負比率は和田妹川自治会館91・7%、天王本郷自治会館76・9%で設計委託したときに請負差額が大きくなっていきます。

問 定額給付金給付費の不用額が179万2千円の内容は。

答 64世帯の未申請があり

申請するよう3回ほど郵送しましたが来ませんでした。

問 公民館と柔道場で豊工事が行われているが、豊の品質に差異があるのか。1枚あたりの落札単価と落札率はいくらか。

答 柔道用畳は日本柔道連盟公認製品を購入しており児童生徒が大会に参加した際、競技において違和感のないよう配慮しました。落札率は55%で1枚当たり1万8,375円です。

問 市体育協会補助金について加盟団体数及び交付先、補助金額の決定方法と決算内訳などの説明を。

答 市体育協会の加盟団体は21団体で普及強化費として140万6千円を補助しています。各団体へは、基本額1万5千円、会員数・事業数割から積算しています。

陳情

司法修習生の給費制の存続を求める陳情

内容の精査が必要なことから継続審査とする。

社会厚生

市はどう答えたか

委員長 佐藤 昇
副委員長 中川 光博
委員 児玉 春雄
委員 藤原 幸作
委員 岡田 曙
委員 佐々木 嘉一

● 鴻上市有線放送電話施設の指定管理の指定について

問 指定管理を導入する合理的な理由は。

答 歳出の削減と住民サービス、福祉向上を図るため指定管理者制度に移行して運営します。

● 一般会計補正予算

問 施設整備補助金について、補助対象となる要件は。

答 消防法の改正により、面積が275㎡以上の認知症高齢者グループホームにスプリンクラーの設置が義務づけられたことによるものです。

問 鴻上市全域が消防水利の基準を満たしているか。

答 消火栓は120mに1カ所。地域によっては水利が不足している所もあります。

問 し尿処理施設が老朽化しているが今後の修繕等は。

答 今年度はドラムスクリー

ーンの修理を予定しています。

● 国民健康保険事業特別会計補正予算

問 国保運営協議会委員の構成は。

答 被保険者代表、医療機関代表、公益代表、被用者保険代表、計11人です。

● 一般会計歳入歳出決算の認定

問 市営墓地の残区画はあるか。

答 天神下墓地が4区画残っています。

問 消防器具庫についての今後の整備計画は。

答 23年度2棟と防火水槽の整備をします。

問 最終処分場の残余容量と、今後使用できる期間は。

答 埋立可能容量37,000㎡に対し残余容量19,315㎡で、このままのペースでは平成29年度末で満杯となる予定です。

問 母子の住宅貸付の内容は。

答 貸付限度は1戸当たり150万円で利率1%です。償還は9年以内です。

問 生活保護受給者の収入を全て把握しているか。

答 収入があつた場合、返還してもらっています。課税調査を実施し収入把握に努めています。

問 社会福祉協議会補助金で人件費分を全額補助する理由は。

答 人件費だけでなく事業費を含め、社協全体を捉えて考えています。補助金検討委員会からの提言内容も含めて、事業内容と収支の関係などを精査し検討します。

問 地域福祉計画はどのよう

答 老人福祉計画や障がい者計画などが計画の柱となるように考えています。

問 シルバー人材センターの登録人数は。

答 天王地区が62名、昭和飯田川地区82名です。

問 敬老式の案内者は。

答 対象者は満75歳以上で4,660人です。

問 プラザの湯の経営状況は。

答 事業費約1,300万円のうち利用料収入は約6割で経営は良いとはいえない状況です。

問 健康生活等の団体とその事業は。

答 旧町単位で組織されている健康づくり関係の組織で、各種検診の推進、健康かたがみ21計画の推進等です。

問 身体障がい者と知的障がい者の相談員設置交付金の内容は。

答 県から権限移譲された交付金です。相談員は合わせて9名で昨年度の相談件数は、合計117件です。職業、医療、生活に関する相談が主なものです。

産業建設

市はどう答えたか

委員長 佐藤 義久
副委員長 伊藤 栄悦
委員 大谷 貞廣
委員 菅原理恵子
委員 澤井昭二郎
委員 戸田 俊樹
委員 藤原 幸雄

●農業排水施設設置条例の一部を改正する条例

問 下水道料金の方が少し高いが料金値上げの検討は。

答 今後、下水道使用料や農業集落排水使用料等統一予定ですが、当分の間そのまま適用することとしました。

●一般会計補正予算

問 道路橋梁費の道路維持費修繕料は。

答 上江川、棒沼台線と昭和地区の馬踏川線の2ヶ所で、早急に修繕する必要があります。

●下水道事業特別会計補正予算

問 児玉地区の県道で、路肩が崩れてる部分があるが工事に支障は。

答 下水道本管を布設する際は支障はないが、舗装工事をする段階で支障があるので、県と協議しながら進めます。

問 児玉地区工事の概要は。

答 管径200mm開削工法で土留めを使用します。

●水道事業会計補正予算

問 水道加入者の状況は。

答 昨年度の決算では93件増でした。今年度は8月末までに56件の加入者がありました。

問 水道の加入状況と伸び率は。

答 料金改定のため作成した最近5年間の資料分析によると横ばい傾向です。

●一般会計歳入歳出決算の認定

問 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金の利率と対象人数は。

答 対象人数は47人で、利率1・5%から3・5%で、貸付期間は15年から30年です。

問 経済危機対策事業の設計委託料について不用額が大きい理由は。

答 公園工事のうち4本の設計委託を予定していたが木橋改修工事2件を1件にまとめ、設計委託をして、1工事を中止し、公園遊具設置工事を庁内設計で行ったことによるものです。

●下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

問 流域下水道維持管理負担金は。

答 流入量1㎡当り52円、汚泥処理負担金が1㎡当り8・3円です。流入量が少なかったため不用額が生じたものです。

●水道事業会計決算の認定について

問 減価償却の方法は。

答 公営企業法では定額法です。

陳情

「安全、安心な国民生活実現のため防災生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情

国の動向を見る必要があることから継続審査とする。

常任委員会

行政視察研修報告

議会は、これから予想される市政の課題などに、いち早くかつ今年度の研修報告が9月定例会の初日に本会議場で、市当局、

的確に対応できるように毎年行政視察研修を行っています。議会全体に対して行われました。

(研修月日 総務文教常任委員会 7月13日～15日、社会厚生常任委員会 7月14日～16日、産業建設常任委員会 7月21日～23日)

総務文教常任委員会

◆ひまわり幼稚園(滋賀県東近江市)

東近江市では幼稚園の入園希望者は減っている一方で保育所の入所希望者は3歳未満児を中心に年々増加し待機児童も発生しています。さらに施設の老朽化も進んでおり、幼稚園と保育所の合体施設の建設を進めています。建設費等の効率化、幼稚園教諭、保育士の勤務体系などの行政側からの合理化策を進めておりその1号がひまわり幼稚園です。課題は園児数が合わせて300名となり、交流をはかるべく行事を予定しても人数的に実施できず、一同に会する講堂、園庭などは確保されていない。さらに、保育料の格差が父兄の間で問題視されています。本市でも幼稚園、保育園は老朽化、園児の減少の問題もあり、早期の改築とあわせて統合についても検討しなければならぬが、「保護者の声」住民ニーズに耳を傾けることが何よりも重要ではないかと強く感じました。

◆新庁舎建設(京都府木津川市)

旧木津町では、庁舎建設に関しては議会内に庁舎建設特別委員会を建設基本構想策定の段階から設置し「庁舎建設の位置」、「庁舎の規模」を中心に議会の意見を集約したとの話です。建設候補地も数箇所示され規模についてもかなり深く何度も協議

議したとの話で、本市が基本構想の策定が終了した段階であり、今後の進め方について助言を求めたところ、庁舎の規模と関連してくるが、議会関係のスペースについては議会内で十分な検討をされたほうがよいとのお話でした。

いざ着工というにあたり、旧町意識が残り、建設の位置について混乱は生じなかったかをお尋ねしました。現在も表立った旧町意識はなく、市政運営の妨げにはなっていないようだと説明があり、市民の意識の高さを感じました。

◆フットボールセンター(奈良県田原町)

日本サッカー協会の補助を活用して各地でフットボールセンターが建設されている趣旨について確認し「サッカー競技の普及を目指す」とが原点ではないかと回答をいただきました。運営については向こう5年間の詳細な収支計画を示していたいただきました。協会での運営であり、かなりの工夫をしてもなお、運営は厳しいとの話でした。

本市でもフットボールセンターを整備しますが、収支計画と事業・運営計画を立て、適正な指定管理料を把握すること、市で運営する場合は経費、職員が必要となるのかを正確に把握すること、最終的に市から多額の財政出動が長期に渡り行われな

社会厚生常任委員会

◆クリーンセンター(栃木県栃木市)

とちぎクリーンセンターは、年間約5万トン焼却処理をしています。潟上市の約5倍の量で、包括的委託方式を採用しています。高度な各種の処理設備を設置し、焼却炉で発生した熱は場内の発電や給湯・冷暖房に活用し、余った電力は電力会社に売却しています。又粗大ごみで再生可能なものは修理し、家具や自転車

を展示・販売していました。建設決定、関係自治会との協定締結、稼働まで7年の期間を経たとの事でした。

◆子育て支援(茨城県水戸市)

水戸市は人口26万6,000人、歴史のある街です。時代の要請に対応するため、児童福祉課内に子育て支援係を設置し、核家族化の進展や社会構造の変化など、環境づくりが行政として認識されたためです。「子育て・親育ち・地域育ち」を大きなテーマに掲げ、ファミリー・サ

ポート・センターはシルバー人材センターに委託し、豊富な人生経験を生かした豊かなふれあいのもてるサービスの提供をしています。またNPO法人を活用して地域における親子交流、育児情報交換活動を実践しています。定期的な講座・親子教室、多世代交流など多数のイベントがあり、当初予想を大幅に上回る3万人以上の利用者があつたとのことです。

◆子育て支援(埼玉県春日部市)

春日部市は一市一町が合併し、人口約24万人で、首都圏における交通の要衝となつている日本一子育てしやすいまちを目指しています。

支援施設は旧町庁舎を有効活用し図書館をも併設し、相談や、助言、サークルの育成や支援、情報や収集・提供を行なっていた。乳幼児を抱える方々を支援する「赤ちゃん駅」を設置。外出中の授乳時等に立ち寄れる施設を登録するもので、民間も協力し、地域社会全体で支える施策を展開していました。乳幼児から、小中高の利用出来る複合施設が一体化され、視察当日も多くの中高校生が、パソコン・スタジオ等を利用していました。

産業建設常任委員会

◆鶴岡産直組合「百万石の里・しゃきつと」(山形県鶴岡市)

平成11年10月に「産直施設利用組合」を設立し、施設建設は農協が行い、施設利用料として組合が農協に支払っているとのことでした。総事業費は9,132万円で、敷地面積2,700㎡、建物は404・05㎡の木造平屋建て、駐車台数は66台と大型車2台の施設規模でした。

現在の出資組合員は139名で、加入金3万円、出資金5万円、年会費5,000円となっており、赤字がでた場合は、組合員から売上高に応じて賦課金を徴収することになっておりますが、現在までに赤字はなく、売上げに於て12月中旬には1,000万円程度の配分があるという説明でした。

◆(株)池月道の駅「あ・ら・伊達な道の駅」(宮城県大崎市)

直売所は約7,500万円円で建設。面積は木造平屋建304・44㎡、旧岩出山町の時の設立で、現在は1市6町の合併により大崎市となっています。道の駅の施設管理及び営業に関する指定管理者となっており、市に対して家賃1,500万円、株主配当金500万円が支払われ、市からは年間550万円の指定管理委託料が支払われています。農産物生

産出荷者は276名で、入会金は年3,000円です。60歳以上の方が約6割で、ナメコで年商2,400万円の方もいるとのことでした。

◆産業振興プラン(宮城県石巻市)

宮城県石巻市役所では、石巻市産業振興プラン「元気産業の創造に向けて」の具体的施策の取り組み状況について研修しました。

石巻市も中心市街地の空洞化が避けられず、閉店した百貨店の空きビルが市に寄贈され、市役所に転換したそう、1階外向きにキャッシュサービスもあり、利便性が感じられました。

食彩石巻を産業振興の核として進め、地域資源を活用したブランド化(金華サバ、金華カツオ)を促進し、トレーサビリティシステムの確立を目指している。また、産業振興プランについては、毎年ローリング方式で見直しを行うこととしています。

◆道の駅「上品の郷」(宮城県石巻市)

温泉保養施設を併設しており、建物の長さは約200メートルで、外には無料の足湯が設置されておりました。農産物等直売所の参加者は203名で、参加者は納品・陳列のみ行い、販売は全て会社側で行っています。

緊急質問

佐々木嘉一議員より緊急質問の申し出があり、賛成多数で同意され緊急質問が行われました。

※緊急質問は、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができるもの(会議規則第64条)です。

「ジオパーク構想」からの脱退理由は

問 ジオパーク推進協議会からの脱退については、事前に報告もなく、マスコミ報道により知らされ、期待していただけに驚き、かつ、残念に思います。

この事について市長は、平成22年第1回定例会において、市の主要施策としてジオパーク構想に取り組み決意を述べられています。その後の市における「ジオパーク構想」への取り組み状況や費用負担、さらにはジオパーク構想の具体化による事業内容、世界登録へ手順や費用負担の方向など、そして本市としてのジオパーク登録に伴う整備構想等々について何ら説明もいままに突然、同

推進協議会からの脱退が報道されました。

さらにその理由として「費用対効果」からメリットが低いと判断したと報道されていますが、そのへんの事は一切知らされていません。平成22年度の主要施策として取り組む姿勢が示されていただけに推進協議会からの脱退については説明責任があります。脱退の理由は何か。

答 平成20年9月日本地質学会秋田大会において秋田大学名誉教授白石氏が男鹿市、男鹿半島、大潟村、潟上市の豊川油田一帯をジオパークに申請することを提唱されました。これを受け県が主導し、男鹿、潟上、

大潟のジオパーク構想推進協議会の設立を目ざし、平成22年3月協議会が設立しました。この会は地域一帯を日本ジオパーク及び世界ジオパーク認定により地域活性化を目指すことが主旨です。こうした状況下で豊川油田の構想が出来ないままジオパーク登録が先行し危惧をしていました。

本市の豊川油田にかかわる課題は様々ありますが、単に地形、地質としての存在を登録することは別に、地域として解決を要する課題、問題もあります。豊川油田は私有物であることや、また採油井の跡地処理、地元対策、そして保存管理等々にかかわる費用負担のあり方等々が



豊川油田：天然アスファルト採掘跡地

問題となります。ジオサイトとしての課題のほか構想を具体化する以前に解決しなければならない課題も多く苦慮しました。本市としては、こうした課題を抱え登録先行することは無理と判断したことが今回の脱退の主な理由であります。

さらには財政的なメリットもなく、看板を立てたり見学者を迎えたりするための様々な財政負担も出てくるため、検討する時間が必要と考えました。

編集後記



全国で戸籍上は生存しながら所在不明の100歳以上の高齢者が23万人以上、年金不正受給の指摘も相次いでクローズアップされました。

10月には、国勢調査も実施され、信頼性の高い統計が提供されることを期待したいと思います。

9月定例会では、21年度の決算の認定を全議員が慎重に審議して、とても重要な議会でありました。編集にあたりましては、市民の皆様にも真実を伝えていきたいと思っております。

(菅原記)